

○ 室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、重要事項の掲示方法を改正するほか、規定の整備を行うもの

2. 条例改正の概要

これまで、特定教育・保育施設の運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項については、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に掲示しなければならないとされていたが、この重要事項について、掲示に併せてインターネット等を利用し、公衆の閲覧に供しなければならないと改正するもの。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。